

平成 21 年 3 月 31 日

## 平成 20 年度志學館大学自己点検評価報告書

本学は、平成 20 年 5 月 1 日現在の自己点検評価報告書を基に「日本高等教育評価機構」(以下「機構」という。)の平成 20 年度認証評価を受審した。平成 20 年 6 月に提出した自己評価報告書に対する書面質問への対応を経て、同年 12 月 1 日から 3 日まで評価員 4 名と機構職員 2 名による実地調査を受けた。その後、同機構から平成 21 年 1 月に調査報告書案、同年 2 月に評価報告書案を受領し、それぞれについて意見の申立てを行った。

同年 3 月 24 日に機構が発表した「認証評価結果」は、「志學館大学については、機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する」という【判定】であり、「平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の期間で『基準 7』について再評価を申請すること。」という【条件】が付された。

評価報告書及び調査報告書には、「総評」及び「基準ごとの評価結果」が示され、基準ごとの評価結果には、基準 7 以外はすべてそれぞれの基準を満たしている旨の【評価結果】のほか、【判定理由】、【優れた点】、【改善を要する点】、【参考意見】が、本学の自己点検評価及び改善・向上方策(将来計画)にも準拠しながら記載されている。

したがって、平成 20 年度自己点検評価については、同報告書に記載された【改善を要する点】及び【参考意見】を中心に機構が定める基準ごとに課題を設定し、平成 21 年 5 月 1 日までの取組状況について点検と評価を行った。

### \* 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命目的

#### 課題 (1) 建学の精神・基本理念の卒業生やステークホルダーへの浸透方策の検討

- ・ **事実の説明**：学生便覧等刊行物やホームページに掲載し学内外に周知する努力を継続するとともに、募集活動用名刺に基本理念等を要約した「個性・実践・人間力」の文字を印刷し、学外者への浸透を図った。
- ・ **自己評価**：卒業生に特化した浸透方策については、同窓会の協力を得るなど、さらに検討する必要がある。

### \* 基準 2. 教育研究組織

#### 課題 (1) 学部・学科の改組、定員減を含めた規模の縮小や学生確保に向けた取組み

- ・ **事実の説明**：平成 23 年 4 月の新キャンパスへの移転時期に合わせて、学部学科のあり方及び学生確保の新たな方策について検討中である。なお、心理臨床学科においては、コースの増設を検討し、企業等に就職する学生が少なくないことから「社会産業臨床コース」を平成 22 年度から新設し、授業科目の充実を図るとともに、同分野の専任教員を新たに採用することとした。

また、平成 21 年度から入学定員 350 人を 300 人に減ずることとし、人間文化学科について 80 人を 50 人に、法ビジネス学科について 90 人を 70 人とする学則改正の届出

を平成 20 年 12 月に文部科学省に行った。併せて、3 年次編入学定員を新設し、心理臨床学科 3 人、人間文化学科 2 人、法律学科 3 人、法ビジネス学科 2 人と定めた。

- ・ **自己評価**：心理臨床学科社会産業臨床コースの新設によって、学生の進路に応じた専門的知識と技能を修得するために必要な授業科目の充実が図られることは、学生の満足度を向上させ、ひいては入学者確保にもつながるものとする。

入学定員の削減を平成 21 年度から実施したが、定員充足率の改善には至らなかった。学部・学科のあり方及び学生確保に向けた新たな取組の検討が必要である。

#### **課題（2）教養教育の運営に当たる組織の設置**

- ・ **事実の説明**：教養教育に関する諸問題を担当する「教育改革委員会」は、教養教育以外にも大学教育全体を検討する審議機関であるため、教養教育の運営に当たる組織として平成 21 年度から「共通教育センター」を設置した。
- ・ **自己評価**：共通教育センターの設置により、教養教育の責任組織が明確になった。

#### **課題（3）キャンパス移転に伴う具体的な対応策のシミュレーション**

- ・ **事実の説明**：平成 23 年 4 月のキャンパス移転を見据え、学園として移転協議会を立ち上げ、先ず施設の耐震診断、改修、整備工事についての検討に着手した。また、大学では大学改革推進会議及びキャンパス移転 WG でキャンパス移転に伴う教育・研究組織のあり方、教育方法、福利厚生、課外活動のあり方等についての検討を開始し、その中で具体的な対応策のシミュレーションを行うことにした。
- ・ **自己評価**：移転までの期間が限られているので、検討を急ぐ必要がある。

### **\* 基準 3. 教育課程**

#### **課題（1）大学の基本理念を反映した教育課程の編成**

- ・ **事実の説明**：3 割を超える学生が、学生生活実態調査において、基本理念がカリキュラムに反映されているとは思わないと回答していることを踏まえ、学務委員会、共通教育センター運営会議及び各学部教務委員会で教育課程の編成について検討することにした。ただし、法ビジネス学科は、設置後 2 年目の学年進行中であるため完成までは変更できないので、それまでの間は現状を点検し、学科完成後のあり方を検討することとしている。
- ・ **自己評価**：精力的に検討がなされている。

#### **課題（2）講義要項への成績評価基準の明示**

- ・ **事実の説明**：平成 21 年度の講義要項の様式を改め、全ての授業科目について成績評価基準を明示した。
- ・ **自己評価**：速やかな改善が図られた。

#### **課題（3）1 セメスターにつき 15 回の講義回数の確保**

- ・ **事実の説明**：平成 21 年度から、試験日を除き、15 回の講義回数を確保した学事日程を編成した。
- ・ **自己評価**：15 回の講義は確保したが、集中講義の日程設定に不都合が生じたので、次年度の学事日程の設定に当たって配慮する必要がある。

#### 課題（４）１セメスターにおける履修科目登録単位の上限設定の実質化

- ・ **事実の説明**： 1セメスターにおいて登録できる上限単位数について見直した上、学生に対し上限設定の趣旨の周知を図り、かつ履修科目登録時の指導教員によるチェックを徹底することにした。
- ・ **自己評価**： 平成 21 年度前期の履修科目登録から上限設定の実質化が図られた。

#### 課題（５）GPA 制度の導入

- ・ **事実の説明**： 平成 22 年度から GPA 制度を導入することを目指し、検討中である。
- ・ **自己評価**： 検討に着手したところであり、平成 22 年度からの導入のためには、検討を急ぐ必要がある。

#### 課題（６）法学部の通年科目に関するセメスター制の観点からの見直し

- ・ **事実の説明**： 通年科目を見直し、セメスター毎に完結するように検討中である。
- ・ **自己評価**： 休学や留学などによる 9 月卒業の可能性にも配慮し、速やかに結論を出す必要がある。

### \* 基準 4. 学生

#### 課題（１）入学定員の充足

- ・ **事実の説明**： 平成 21 年度から入学定員を削減したが、それでもなお、入学定員を充足できなかった。平成 21 年度入試に先立ち、平成 20 年 10 月、キャンパスを平成 23 年 4 月から鹿児島市に移転することを決定した。この決定は、平成 21 年度入試においては顕著な効果をもたらさなかった。移転を 1 年後に控えた平成 22 年度入試においては、現キャンパスでの学生生活が 1 年間となることから、アクセス面の改善効果が期待できる。

なお、移転時期に合わせて、学部学科のあり方、教育研究や募集方策の充実について検討し、入学者数確保に努力することになっている。

- ・ **自己評価**： 入学定員の充足について、一層の工夫と努力が必要である。

#### 課題（２）学習継続の困難な学生に対する学習支援体制の充実

- ・ **事実の説明**： 平成 21 年度から、学習支援センターを設置することを決定し、施設は図書館内の演習室を転用することとし、必要な機器類の整備を始めるとともに、運営方法について検討中である。
- ・ **自己評価**： 早急な運営の開始が望まれる。

#### 課題（３）退学者減少の努力

- ・ **事実の説明**： 退学を希望する学生並びに休学者及び欠席の多い学生に対する指導教員及び学務課による修学相談を退学防止の観点から充実させた。その結果、平成 20 年度中の退学者は 17 人となり、前年度の 33 人より大幅に減少した。また、学費未納による除籍者数も 17 人から 5 人に減少した。なお、平成 21 年度設置の学習支援センターに修学アドバイザーを置き、さらに修学相談を充実させることにし、大学改革推進会議でも対応策について検討を開始した。さらに、退学理由として最も多い「経済的事情による学費支弁困難」に対する方策として、金融機関と提携した学費サポート・ロー

ン制度の充実を平成 21 年度中に実現する予定である。

- ・ **自己評価**：修学相談の充実の努力の成果が見られる。学費サポート・ローン制度の充実によって、退学者は一層減少することが期待できる。一方、学力上の理由による修学困難者に対する修学支援を急ぐ必要がある。

#### **課題（４）図書館の開館時間の延長**

- ・ **事実の説明**：平日の開館時間を利用の実態及び学生の希望を踏まえ、通常 18 時までを木曜日のみ 19 時半まで延長したが、利用者数は平均 5 人未満である。また、土曜日は 9 時から 16 時半まで開館しているが、利用者は平均 10 人未満である。
- ・ **自己評価**：木曜日の開館時間を延長し、学生の希望に応え、また、土曜日開館を実施しているが、いずれも利用者数が少ないことから、対応を検討する必要がある。

#### **課題（５）インターンシップ制度の活性化**

- ・ **事実の説明**：携帯端末を利用した指導方法を導入した結果、平成 20 年度のインターンシップ参加者数は、前年度 18 人から 45 人に増加した。しかし、鹿児島県が斡旋するインターンシップでは、受け入れ側の事情により、希望する企業等でインターンシップができない学生が少なくないことから、大学独自に受け入れ先を開拓し、学生の希望にこたえた。
- ・ **自己評価**：指導方法の改善や大学独自の受け入れ先の開拓により参加学生が増え、活性化が図られた。

### **\* 基準 5. 教員**

#### **課題（１）40 歳代の中堅層教員不足の是正**

- ・ **事実の説明**：新たな採用人事の際に年齢構成について配慮することとし、平成 21 年度 4 月に 40 歳代の教員 2 名を採用した。
- ・ **自己評価**：若干の改善が図られたが、今後の採用人事においても教員の年齢構成に配慮していく必要がある。

#### **課題（２）兼任教員に恒常的に依存している科目の是正**

- ・ **事実の説明**：平成 21 年度に日本史の専任教員を採用し、一部改善した。
- ・ **自己評価**：司書や学芸員などの資格取得に必要な授業科目の多くを兼任教員に依存しているが、改善は困難な状態である。

#### **課題（３）教員の採用・昇任の選考・資格審査基準について、具体的な論文数・教育歴などの細則制定**

- ・ **事実の説明**：大学院心理臨床学研究科の研究指導教員及び授業担当教員の資格審査基準について検討し、細則を制定した。その細則に基づき、心理臨床学科の新規採用教員候補者について大学院の授業担当資格について審査した。その他の学部の教員に関する採用・昇任の選考・資格審査基準の細則については、検討中である。
- ・ **自己評価**：心理臨床学科の新規採用者については、大学院心理臨床学研究科の研究指導教員及び授業担当教員に関する資格審査基準細則の制定により、一部改善が図られた。今後、昇任に関する細則及び心理臨床学研究科担当以外の学部学科の教員採用につい

て、速やかに細則の整備を図る必要がある。

#### **課題（４）社会人教員の登用について具体的な採用基準の制定**

- ・ **事実の説明**：まだ検討に着手していない。
- ・ **自己評価**：今後の採用人事における社会人教員の応募の可能性を考慮し、制定を急ぐ必要がある。

#### **課題（５）外部資金の獲得の奨励を視野に入れた研究費の配分など研究活動の活性化**

- ・ **事実の説明**：特別研究費の申請条件として「科学研究費補助金に申請していること」としているが、さらなる外部資金の獲得奨励方策を検討中である。また、特別研究費に採択された者が、科学研究費に採択された場合は、特別研究費を辞退することとしていたが、研究活動の活性化の観点から、この処置を廃止した。
- ・ **自己評価**：より積極的な外部資金獲得奨励方策を策定し、研究活動を活性化する必要がある。

#### **課題（６）科学研究費補助金などの獲得に向けた組織的な取り組み**

- ・ **事実の説明**：平成 20 年 10 月に日本学術振興会の担当者を招聘し、科学研究費補助金申請についての説明会を実施するとともに教授会で全教員に対し申請を督促した。その結果、申請が 8 件、採択が新規 2 件、継続 2 件と前年度より増加した。また、平成 21 年度から、大学改革推進会議及び同会議内に設置する外部資金導入 WG で組織的な取り組みについて検討することにした。
- ・ **自己評価**：科学研究費補助金の獲得に向けた組織的な取り組みの成果がみられた。

#### **課題（７）教員の人事考課制度について、管理運営上の業績に偏らない多面的な評価システムの構築**

- ・ **事実の説明**：大学独自に管理運営上の業績による人事考課制度を導入しているが、学園として人事考課制度を導入することになったので、その検討に当たって、教育及び研究活動など多面的に評価できるシステムの構築について、大学改革推進会議及び同会議内に設置する教員人事考課等 WG で検討し、提案することにした。
- ・ **自己評価**：WG には法人事務局の担当者も参加し、合同で検討を進めることになっており、制度導入後の円滑な実施のためにも評価できる。

#### **課題（８）授業公開制度のあり方及びFDに係わるピアレビューの一層の活性化**

- ・ **事実の説明**：平成 21 年度から、授業公開制度を見直し、公開期間を前・後期の指定する 2 週間に限定した上、各教員には、①公開科目を各学期とも最低 1 科目設定すること、③各学期の授業公開期間中に最低 1 科目を見学し、見学した授業科目担当者へのコメントを提出することを義務付け、制度の実効化を図った。
- ・ **自己評価**：制度の見直しにより、授業公開制度の実行化が図られ、FD活動の一層の活性化が期待できる。

### **\* 基準 6. 職員**

#### **課題（１）事務組織と教員職の部長との齟齬の是正**

- ・ **事実の説明**：平成 19 年 4 月 1 日施行の管理及び運営に関する規則の改正により、それま

で設置されていた学務部及び入試広報部が事務局に統合されたが、教学関係事項の運営上、教育職の部長を残したものである。検討の結果、円滑な運営のために、教育職の学長補佐機関は必要であるとして、学長補佐を新設することとし、上記規則を平成21年4月1日から改正し、学務担当と入試広報担当の2学長補佐を新設した。

- ・ **自己評価**：規則に学長補佐が明文化され、是正が図られた。また、新機関の学長補佐は円滑に機能している。

#### **課題（2）職員の研修会参加にかかる実効性の確保**

- ・ **事実の説明**：日本私立大学協会、日本学生支援機構等、学外での研修会に参加した職員は、事務局定例会で研修内容を報告し、本人の再意識化とともに情報の共有を図るよう努めている。
- ・ **自己評価**：研修参加者の資質向上のために、さらなる実効性の確保策を検討する必要がある。

#### **課題（3）求める職員像を人事理念とし、理念に基づいた人事制度の体系化と職員の資質向上に向けた取組み**

- ・ **事実の説明**：学園の求める職員像として、平成21年度人事の基本方針に「戦略を達成するために、環境の変化に対応し改善に取り組める人材の育成」を目指す旨を明記した。さらに採用、昇任、異動等についての方針を定め、人事考課制度と連動した人事制度の体系化を進めた。また、職員の資質向上のための研修について、階層別研修の実施や、中期事業計画に基づく外部研修会への派遣促進など充実に取組んだ。
- ・ **自己評価**：求める職員像等が人事の基本方針に明示されている。職員研修制度の充実にための取組みに努力している。

#### **課題（4）人事考課における考課者の研修の充実など、人事考課の実質化に向けた取組み**

- ・ **事実の説明**：考課者の研修会を実施するとともに、被考課者に対しても、人事考課の趣旨や自己評価のあり方等についての研修を実施した。
- ・ **自己評価**：人事考課の実質化に向けた取組みを着実に実施している。

### **\* 基準7. 管理運営**

#### **課題（1）短期大学副学長の理事選任適用条項の見直し**

- ・ **事実の説明**：志學館大学の学長が鹿児島女子短期大学の学長を兼務しているため、同女子短期大学の副学長を設置学校の長とみなして、寄附行為第7条第1項第2号「設置する学校の長のうち理事会で選任した者」の規定により理事に選任していた。これが法令違反に当たることが判明したので、副学長には、平成20年12月16日付けで理事を辞任してもらい、平成21年3月23日の評議員会及び理事会で、寄附行為第7条第1項第3号「評議員のうちから評議員会において選任した者」の規定に基づき改めて同副学長を理事に選任した。
- ・ **自己評価**：法令違反の事実が判明した後、迅速に改善が図られた。

#### **課題（2）毎年度の事業計画及び収支予算の審議時期の是正**

- ・ **事実の説明**：、平成20年度までは、前年度の3月に当初収支予算のみを理事会、評議員

会で審議していたが、平成 21 年度当初収支予算からは、前年度の 3 月に当初収支予算及び事業計画（昨年度までは 5 月の理事会、評議員会で審議していた。）を理事会、評議員会で審議することとした。なお、収支予算については、5 月に学生、生徒数が確定することから 5 月理事会、評議員会で収支補正予算として審議した。

- ・ **自己評価**：学校法人の予算制度の趣旨に照らし、速やかな改善が図られた。

### **課題（3）審議（諮問）事項ごとの評議員会と理事会の開催順序の是正**

- ・ **事実の説明**：予算、事業計画等については、寄附行為第 21 条に「あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。」と規定されているが、理事会後に評議員会を開催していたため、平成 21 年 3 月から改善した。

また、評議員の選任について、寄附行為第 23 条第 1 号の規定による場合は、理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任する必要があるが、理事会を評議員会後に開催していたので、同時に改善した。

- ・ **自己評価**：寄附行為どおりに改善が図られた。

## **\* 基準 8. 財務**

### **課題（1）学生確保に向けた新たな取り組みの推進と消費支出比率の改善**

- ・ **事実の説明**：「定員割れ改善促進特別支援経費の経営改善計画書」及び「中期事業計画」に基づき学生確保に努力するとともに、通学上の不便を解消するため平成 23 年度からキャンパスを鹿児島市に移転することを決定した。また、消費支出比率の改善のため、平成 21 年度予算編成方針の基本方針として、各設置校の予算は帰属収入で消費支出を賄うことを原則とすること、及び法人全体の帰属収支差額についてプラス 4 % 以上を目指すことを明文化し、また、重点目標として収入の拡大と支出について明示し、実行中である。
- ・ **自己評価**：キャンパス移転には多額の投資を要するが、学生確保のための施策として大きな効果が期待できる。また、予算編成方針によってメリハリの利いた予算が編成されるようになった。

### **課題（2）計算書類の様式の通知・通達に則した作成**

- ・ **事実の説明**：通知・通達どおりに改めた。
- ・ **自己評価**：速やかな改善が図られた。

### **課題（3）資産運用規程の整備と適切な運用体制作り**

- ・ **事実の説明**：平成 21 年 3 月の理事会及び評議員会に諮り、資産運用規程を制定し、同規程に基づき平成 21 年度資産運用方針を定め、資産の適切な運用体制を整備した。
- ・ **自己評価**：速やかに規定の整備と体制作りが実現し、資産は適切に運用されている。

### **課題（4）財務情報のホームページ公開時期の早期化**

- ・ **事実の説明**：平成 20 年度は、ホームページのリニューアルのため公開が遅延したものである。平成 21 年度は、当該年度初めの理事会で承認後直ちに公開した。
- ・ **自己評価**：財務情報の早期公開に努力している。

### **課題（5）外部資金の増加に向けた組織的な取り組み**

- ・ **事実の説明**：法人本部において、大学及び短期大学教員を対象に科学研究費補助金の獲得のための説明会を開催し、全教員に申請を督促した。その他、本法人は、寄附金収入の比率が、全国平均に比べ著しく低いので、その拡大方策について検討中である。
- ・ **自己評価**：大学において、科学研究費補助金説明会開催の成果が見られた。

#### \* 基準 9. 教育研究環境

##### 課題（1）図書館の図書収納限界対策としてデジタル化も含めた対応

- ・ **事実の説明**：図書館資料のうち各大学の紀要が 35000 冊に上る。今後は、電子化され公開されているものの受け入れを断ることを検討中である。また、キャンパス移転を機に、電子化された紀要で既に受け入れたものは、廃棄すること、及び新キャンパスの図書館には、稠密書架を整備し、収納の効率性を高めることを検討中である。
- ・ **自己評価**：新キャンパスの図書館の収納性を考慮し、より抜本的な対策の検討が必要である。

##### 課題（2）老朽施設の計画的整備・改修及び耐震対策

- ・ **事実の説明**：平成 23 年 4 月にキャンパスを移転することにしたので、移転先の施設の整備を計画的に進めることにした。現キャンパスの施設については、現状で支障はないが、緊急な修繕等の必要が生じた場合は、教育研究に支障をきたさないように対応することになっている。
- ・ **自己評価**：移転を控えており、現実的な対応であると考えている。

#### \* 基準 10. 社会連携

##### 課題：企業との共同研究や受託研究の積極的な取組み

- ・ **事実の説明**：平成 20 年度受託事業として、霧島市商工会議所及び雇用・能力開発機構鹿兒島センターからの業務を受託し実施した。
- ・ **自己評価**：受託事業 2 件実現と取組みの成果が見られる。今後、共同研究や受託研究の実現が望まれる。

#### \* 基準 11. 社会的責務

##### 課題（1）人を対象とする調査・研究を行う場合の倫理規程の整備

- ・ **事実の説明**：平成 20 年 12 月 24 日に人を対象とする実験・調査・研究に関する倫理委員会規程を制定した。同規程中の審査方針等により、人を対象とする実験・調査・研究を行う場合の倫理を規定した。
- ・ **自己評価**：人を対象とする実験・調査・研究を行う場合の倫理規定が整備された。

##### 課題（2）防災マニュアル等の学生への周知方法の工夫

- ・ **事実の説明**：平成 21 年度版学生便覧に掲載し学生に周知を図った。また、教職員には、教職員要覧に掲載することで、危機管理意識を徹底するよう工夫した。
- ・ **自己評価**：学生便覧への掲載により、改善が図られた。

以上